様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年 9月16日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）さんけんせつびこうぎょうかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 三建設備工業株式会社  （ふりがな）まつい　えいいち  （法人の場合）代表者の氏名 松井　栄一  住所　〒104-0033  東京都 中央区新川 １丁目１７番２１号茅場町ファーストビル２階  法人番号　6010001044155  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　コーポレートレポート2025 | | 公表日 | ①　2025年 8月 6日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ 会社情報 ＞レポート＞ コーポレートレポート2025  　https://skk.jp/static/pdf/corporate/corporate\_report\_2025.pdf  　価値創造プロセス・P10,11 | | 記載内容抜粋 | ①　・当社の目指す姿「環境創造企業として設備のライフサイクルに対応した技術とサービスを提供する。お客様や社員からくりかえし信頼を得られる脱炭素社会づくりのリーディングカンパニーを目指す。」  ・当社が直面する社会的なリスクと、機会から導き出された社会課題を「価値創造の取組み」として3つ捉え、長期的な価値の創造を目指します。  1.地球環境にやさしい未来をつくる  2.働きがいのある職場づくり  3.透明で公正な事業活動  ・経営ビジョン、価値創造を実現するため、具体的な実行戦略に落とし込んだ【SANKEN Challenge2030】を中長期目標として策定しています。  ・社是・ミッション・ビジョンを実現していくうえで、三建グループの事業活動を「価値創造プロセス」として表現しています。当社が取組むべき社会課題の1つとして、「DX推進」を設定しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会の承認を経て公表している |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　SANKEN DX REPORT2025  ②　コーポレートレポート2025 | | 公表日 | ①　2025年 8月 6日  ②　2025年 8月 6日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ 会社情報 ＞ レポート＞DXレポート＞SANKEN DX REPORT2025  　https://skk.jp/static/pdf/corporate/corporate\_dx\_report\_2025.pdf  　SANKEN DX REPORT2025・P1-10  ②　当社ホームページ トップ ＞ 会社情報 ＞レポート＞ コーポレートレポート2025  　https://skk.jp/static/pdf/corporate/corporate\_report\_2025.pdf  　「施工の見える化（BIMの活用）・P32 | | 記載内容抜粋 | ①　SANKEN DX デジタルデータによるビジネス変革  ・「Sanken Construction System（SCS）により施工環境をデザイン」  BIMを活用したデジタルファブリケーション技術により、DfMA（製造・組立を考慮した設計）に基づいて、プレカット、加工管、ユニット化の最適化を進めます。また、これまで培ってきた設計･施工･維持管理における様々なデータを蓄積・活用する (SCS)を開発し、一元的に統合・分析をすることでサプライチェーン全体の最適化と、建設プロセス全体の効率的な管理を実現します。  ・「Sanken Smart BA System（SSBS）による持続可能な社会をつくる」  (SSBS)は、最新のIoTソリューションを活用したシステムで、あらゆるモノとモノがメーカーを問わずインターネットを通し、簡単に繋がり、容易に制御できます。無線技術の活用、遠隔監視技術による運用、多様な設備を統合管理し、運用コストを削減しながら、将来的な拡張にも柔軟に対応できるビル管理を実現します。  ・「BIM連携積算システムの活用」  BIMの部材属性データをコストに変換し、コストコントロールによりお客様の予算に合わせた設計を可能としました。BIM連携積算システムは見積書から実行予算作成や積算分析データを作成し、対応物件のコストデータベースを構築します。また見積書からライフサイクル温室ガス排出量を算出し、環境負荷を把握し削減対策の検討が可能です。正確な算定は持続可能な社会の実現に貢献します。  ②　現場施工のオフサイト化を推進しており、従来の加工管に加えて小径配管のプレ加工にも取り組んでいます。BIMのパラメーターを活用して配管・ダクトの定量化を行い、ICタグを導入することで、部材の識別管理を効率的に行っています。  BIM活用による「施工管理の見える化」を標準化し、施工プロセスと管理プロセス全体の最適化を図ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会の承認を経て公表している  ②　取締役会の承認を経て公表している |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ②　コーポレートレポート2025  　「SANKEN DX」でデジタルによる業務改革を推進・P30  ①　SANKEN DX REPORT2025  　「DX戦略4 人を育てる」・P9,10 | | 記載内容抜粋 | ②　2024年4月にはDX推進本部が発足し、「SANKEN Construction System」の構築を進めています。  DX推進本部が中核となり、全店に配置したDX推進責任者と連携を図りながら、全社横断的な組織体制としています。  ①　「DX推進体制」  DX推進本部とCE（コンカレントエンジニアリング）推進センター（CED）、各支店のCE/DX推進統括、CE/DX責任者、FAB（フロントローディング＆バックオフィス）責任者を中心に、SANKEN Construction System（SCS）を軸にしたDX推進体制を構築してDX施策の実行を進めています。  「DX人材の育成」  DXを加速させるため、デジタルリテラシーの向上とデジタル人材の育成を最重要施策の一つとしています。（SCS）や（SSBS）の運用など、社員が具体的に習得すべきスキルを「SANKEN ICT標準」、「SANKEN DX標準」として示しています。学習管理システム導入による自己啓発の支援プログラムでデジタル教育を進め、社員全体のICTスキルの底上げを図っています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　SANKEN DX REPORT2025  　「DX戦略3　デジタル技術とデータ活用による新たな価値の創出」・P7,8  ②　コーポレートレポート2025  　CE推進センターの活動・P32 | | 記載内容抜粋 | ①　施工、品質、システム調整などの技術情報や安全情報、見積、予算、原価等のコスト情報をクラウド上に収集した経営データベースを構築します。  ②　BIM・DXを活用した「プレハブ化」「資材管理」「施工の見える化」の取り組みを推進するため、物流・オフサイト化拠点として（S-LABO九州）を福岡に整備しました。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　コーポレートレポート2025 | | 公表日 | ①　2025年 8月 6日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ 会社情報 ＞レポート＞ コーポレートレポート2025  　https://skk.jp/static/pdf/corporate/corporate\_report\_2025.pdf  　SANKEN Challenge2030・P12-13 | | 記載内容抜粋 | ①　SANKEN Challenge2030における2030年度の目標/指標は以下の通り。  1.お客さま目線の営業活動  ・完工目標30億あたり1件  2.オフサイト生産による施工推進  ・完工目標7億あたり1件  3.BIM活用による施工の見える化  ・完工目標7億あたり1件  4.SCS（施工管理システム）の運用  ・「施工の見える化」、「ACC（Autodesk Construction Cloud）」、「品質・安全管理システム」 を全現場で運用  ・施工シミュレーションシステムは運用拡大  5.DX人材の育成  ・DX推進に必要な情報をICT技術者に説明できる人材の育成　各部門人員の10％ |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 8月 6日 | | 発信方法 | ①　コーポレートレポート2025  　当社ホームページ トップ ＞ 会社情報 ＞レポート＞ コーポレートレポート2025  　https://skk.jp/static/pdf/corporate/corporate\_report\_2025.pdf  　社長メッセージ・P8 | | 発信内容 | ①　社長メッセージ  　持続可能な社会をつくる効率的な業務プロセスを構築すること、柔軟な働き方を実現し社員のワークライフバランスの向上に貢献すること、データの透明性を高め公正な取引を行うことで社会からの信頼を得るためにDXは必須と言えます。  　DXは当社にとって創業以来の大きなチャレンジとなる改革です。これまでの地道な改善活動も大切ですが、これまでとは次元の異なる知識・スキル・努力が求められます。昨年発足したDX推進本部とCE（コンカレントエンジニアリング）推進センター（CED）、各支店のCE/DX推進統括、CE/DX責任者、FAB（フロントローディング＆バックオフィス）責任者を中心として社員一丸となりDXを進めてまいります。  　デジタル化はAIの活用とも結びつきが大きいですが、AIに使われるのではなく、AIを駆使してデジタルを使いこなすことができるSANKEN ICT標準やSANKEN DX標準を満たす人財を育成するため、社内のデジタル教育を進めてデジタルスキルの底上げをはかります。  　今後は高い情報セキュリティ体制の確立を進めるとともにDXの推進により精度の高いデータベースをつくり、運用することが求められます。図面や予算、調達、工程、安全、品質管理など各プロジェクトにかかわるデータすべてを統合プラットフォームによる運用を目指し、SANKEN ConstructionSystem（SCS）を中心とするシステム開発を進めます。  　今年はSCSの浸透と仮運用を進めてDXの取り組みを加速させる年になるでしょう。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 7月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2009年 11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ・情報セキュリティ上の問題が発生した際に対応するため、CSIRT体制を構築  ・サイバーセキュリティに関する定期監査を年に1回実施 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。